

火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示の見直し等について

1 趣旨

本県では、火光利用による一本釣漁業（以下「火光釣り※」という。）について、資源管理及び操業秩序の確保を目的として、漁業法の規定に基づく海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の指示（以下「委員会指示」という。）による制限をしています。

こうした中、委員会では、漁業者からの委員会指示見直しに関する要望を受け、漁業者との意見交換及び委員会での議論を重ねてきたところです。

この度、見直した委員会指示等の発動を予定しているため、この見直し案等に対する意見の募集を行うものです。

※ 火光釣り…集魚灯を使用した一本釣漁業

2 主な見直しの内容

（１）承認漁業の創設

総トン数５トン以上 20 トン未満の船舶の漁業者が、委員会の承認を受けた場合は、一部の海域に限定し、操業上の制限を設けた上で、火光釣りを行うことを可能とします。

この見直しに伴い、これまで一律禁止となっていた山形県沖合海域での総トン数５トン以上の船舶による火光釣りの制限が緩和され、海洋環境の変化に対応した漁業者の新たな操業体制への転換などが期待されます。

（２）処分方針の制定

漁業者が委員会指示に違反した場合の手続について、公正の確保及び透明性の向上を図るため、新たに処分方針を制定し、公表します。

3 委員会指示等の発動時期

令和８年９月１日予定